

E N E O S 株式会社  
代表取締役社長 大田 勝幸 様

横浜市長 山中 竹春

(仮称) E N E O S 株式会社 研究開発拠点建設事業に係る  
第 2 分類事業の判定について(通知)

令和 3 年 6 月 25 日に横浜市環境影響評価条例（以下「条例」という。）第 15 条第 1 項の規定により届出のありました第 2 分類事業につきましては、事業の内容及び周辺地域の状況等を条例施行規則第 15 条第 1 項の規定に基づいて判断した結果、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがないと認められます。よって、条例の規定による環境影響評価、事後調査その他の手続を行う必要はありません。

なお、計画段階配慮その他の手続の重要性を十分認識し、横浜市環境影響評価審査会で審議した内容を今後提出する図書に適切に反映させるとともに、事業の実施にあたっては、横浜市環境配慮指針に基づいて行った配慮の内容を具体化し、実現に努めてください。

担当 環境創造局環境影響評価課  
倉林、竹入、片山  
電話：045-671-2495  
F A X：045-663-7831